

21. 各種貸付資金

①生活福祉資金

令和7年4月現在

| 資金の種類 | | 貸付条件 | | | | |
|--------|---------|--|---|--|---|--|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付 利子 | 連帯保証人 等 |
| 総合支援資金 | 生活支援費 | <ul style="list-style-type: none"> (二人以上) 月 20 万円 以内 (単身) 月 15 万円 以内 ・生活再建までの間に必要な生活費用 | 最終貸付日 から 6 月以 内 | 据置期間 経過後 10 年以内 | 連 帯 保 証 人 あり 無利子 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則必要 ただし、連 帯保証人な しでも貸付 可 ・原則生活 困窮者自立 支援制度の 相談支援等 を受けてい ること |
| | 住宅入居費 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶた めに必要な費用 40 万円以内 | | | | |
| | 一時生活再建費 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活を再建するために一時的に必要なかつ 日常生活費で賄うことが困難である費用 60 万円以内 | | | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | <ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の 生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲 り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の 追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びそ の療養期間中の生計を維持するために必 要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受け るのに必要な経費及びその期間中の生計 を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要なと なる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必 要な経費 ・就職、技能修得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 580 万円以内 ※資金の用 途に応じて 目安額を設 定 | 貸付けの日 (分割によ る交付の場 合には最終 貸付日) か ら 6 月以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 ※資金の 用途に応 じて償還 期間を設 定 | 連 帯 保 証 人 あり 無利子 連 帯 保 証 人 な し 年 1.5% | <ul style="list-style-type: none"> ・原則必要 ただし、連 帯保証人な しでも貸付 可 |

| 資金の種類 | | 貸付条件 | | | | |
|-------|--------|---|---|---------------------|----------------------|--|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付 利子 | 連帯保証人 等 |
| 福祉資金 | 緊急小口資金 | ・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 | 10万円以内 (必要最小限の額) | 貸付けの日 から2月以 内 | 据置期間 経過後 12月以内 | 無利子 ・不要 ・原則生活 困窮者自立 支援制度の 相談支援等 を受けてい ること |
| | 教育支援費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 | (高校) 月3.5万円 以内 (高専) 月6万円 以内 (短大) 月6万円 以内 (大学) 月6.5万円 以内 ※特別の場 合は上記額 の1.5倍以内 | 卒業後6月 以内 | 据置期間 経過後20 年以内 | 無利子 不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要 |
| | 就学支度費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | | | |

- (注) 1 母子福祉資金等他の公的資金の貸付けを受けられる場合は、原則として貸付対象となりません。
2 自動車購入の場合は排気量が2,000cc以下の車が対象となります(ただし、生業・営業用自動車を除く。)
3 自動車を買替える場合は、新車登録後6年以上の経過又は走行距離10万kmを超えている場合に対象となります。

○窓口

市町村社会福祉協議会(民生委員を通じて行います。)
(所在地等は【資料編】7を参照)

②母子・父子・寡婦福祉資金

○貸付対象となる人

- 母子家庭の母及び父子家庭の父(配偶者のない女子又は男子で、現に児童(20歳未満の者)を扶養している方)
- 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も配偶者のない女子)
- 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が扶養している児童(子)
- 父母のない児童
- 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

「配偶者のない女子」「配偶者のない男子」とは

- (1) 配偶者と死別した方で、現に婚姻をしていないもの
- (2) 離婚した方で、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が明らかでない方
- (4) 配偶者から遺棄されている方
- (5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方

- (6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
(障害の程度は児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める別表第2の状態※にあるもの)
- (7) 配偶者が法令により長期間拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- (8) 婚姻によらないで母又は父となった方で、現に婚姻していない方

※児童扶養手当法施行令 別表第二（第一条関係）

- (1) 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、内閣総理大臣が定めるもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

○貸付の種類（12種類）

- ・ 児童（子）の就学のための資金・・・・・・・・・・・・・修学資金、就学支度資金
 - ・ 父母の事業のための資金・・・・・・・・・・・・・事業開始資金、事業継続資金
 - ・ 父母の技能習得のための資金・・・・・・・・・・・・・技能習得資金
 - ・ 児童（子）の技能習得のための資金・・・・・・・・・・・・・修業資金
 - ・ 父母・児童の就職のための資金・・・・・・・・・・・・・就職支度資金
 - ・ 医療又は介護を受けるための資金・・・・・・・・・・・・・医療介護資金
 - ・ 生活費に関する資金・・・・・・・・・・・・・生活資金
 - ・ 住宅に関する資金・・・・・・・・・・・・・住宅資金、転宅資金
 - ・ 児童（子）の結婚のための資金・・・・・・・・・・・・・結婚資金
- ※ 貸付限度額、返済期間、利子等の詳細は窓口へお問い合わせください。

○窓口

県地域振興局健康福祉（環境）部
 （所在地等は【資料編】3を参照）
 ※ 新潟市の方は、お住まいの区の区役所健康福祉課

○その他

- ・ 申込みは随時受け付けています。